

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事から令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月31日

島根県監査委員	吉 野 和 彦
同	福 井 竜 夫
同	山 口 和 志
同	森 脇 俊 樹

令和6年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

1 包括外部監査の特定事件

公立大学法人島根県立大学に関する財務事務の執行及び運営管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

令和 6 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項・意見	処理方針・措置状況
1. 総論 【意見】 公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第 22 条（契約書の省略）については、他の公立大学法人の運用状況を踏まえ、改定することが望ましい（意見 1） （1）県立大学において契約を締結する際のルールとしては、「競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。」（公立大学法人島根県立大学財務及び会計に関する規則（以下「財務及び会計に関する規則」という。）第 33 条）と定められている。 そして、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第 22 条第 1 項第 1 号により「契約金額が 500 万円未満の契約をするとき」は「契約の性質又は目的等により、相手方の適正な履行を確保するため、又は後日に紛争が起きないようにするため、証拠書として契約書作成の必要があると認められるとき、及び法令の規定により書面による契約を行うこととされている場合」を除いて契約書の作成を省略することが許されている。 もっとも、「契約書の作成を省略する場合においても、物品の単価契約、継続的な履行を求める役務契約等については、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴収するものとする」（同条第 2 項）とされている。 これを概略的に整理すると、 ・ 契約金額 500 万円以上の契約については契約書を作成する ・ 契約金額 500 万円未満の契約については原則と	（総務部総務課） 指摘事項・意見については、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）と共有し、法人において確実に改善等が行われるよう注視していく。 以下は、法人における処理方針・措置状況 （公立大学法人島根県立大学） 契約書作成を省略できる場合の基準額については、報告書で紹介のあった大学以外の国公立大学の事例についても参考にし、また、国における議論の状況を踏まえ検討する。 契約事務取扱規程の改正については、年 4 回開催する経営委員会の議を経て、理事会で議決する手続きであり、令和 7 年 9 月の経営委員会・理事会に提案できるよう検討を進める。 単価契約等における請書等の作成については、契約事務取扱規程第 22 条第 2 項に「契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴収するものとする。」と規定しており、研修や学内への通知等を通じて、要綱等諸規定を確認のうえ、今後の業務遂行に当たるよう徹底する。 他の類型での請書作成については、上記の契約事務取扱規程の改正検討に併せて検討する。

して契約書作成を省略し、例外的に物品の単価契約、継続的な履行を求める役務契約等に限り請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を徴収するとなる。

この仕組みは、契約書作成による適正履行の確保・紛争回避の要請と都度契約書を作成する事務に要する人的・時間的コスト削減の要請の調和を図るため、一定の金額を越えない契約については、簡易な手続で行うこととしたものと解され、このような趣旨については一定の合理性が認められる。しかし、前記契約書作成による履行確保・紛争回避の要請は、本来契約金額の大小に関わらず求められるものであるから、契約書作成の省略を認める範囲（主として金額）や契約書を省略する場合の請書等の徴収については、社会状況を踏まえて慎重に判断される必要がある。

（２）この点、他の複数の公立大学法人における契約書の作成省略に関する規程を確認した結果が後述の表である。また、これらの規程について、契約書・請書等の作成が必要な契約金額、作成が不要とされる契約金額について、簡単にまとめたのが後述の図である。

これを見る限り、契約書の作成を免除する契約金額としては、概ね 300 万円前後が多く、500 万円を基準とすることは一見すると高額に過ぎると思われる。

また、契約書省略を認める場合の請書等についても、契約の種類を「継続的な履行を求める役務契約」などに限定せず、一定の金額範囲の契約であれば必要的に徴収を要するものが多い。

これら他大学のスキームに鑑みると、前記のような県立大学の契約書省略のスキームは、契約書作成を省略している範囲がかなり広く、他方で請書等の徴収範囲がかなり狭いと評価せざるを得ない。これは、県立大学が、他の公立大学法人に比して高い契約リスクにさらされていることを意味するものである。

（３）他方で、現在、国の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において、少額随意契約の基準額を中心とした国の契約に係る金額基準について、近年の物価上昇等も踏まえた基準額見直しの当否に関する議論がなされている。この議論に関連して、契約書作成を省略できる場合の基準額についても意見募集がなされているため、県立大学における契約書の省略に関するスキ

ームを考えるに当たっては、これらの議論の状況も踏まえた判断が求められると思われる。 （４）よって、契約書の省略を定める契約事務取扱規程第 22 条については、他の公立大学法人の運用状況及び国における議論状況を踏まえ、早期に改定することが望ましい。なお、改定に当たっては、以下の点を検討されたい。 ・原則として契約書の作成を行う金額を 500 万円とすることの相当性。 ・契約書の作成を不要とする場合であっても、A) 物品の単価契約、継続的な履行を求める役務契約等については、契約の適正な履行を確保するため、請書等を作成または徴収すること。さらに、B) それ以外の種類の契約であってもできる限り契約の成立の事実を明らかにする書類を作成または徴収すること。	
【意見】 事業目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定することが望ましい（意見 2） 今回監査した各事業において、事業実施に当たって KPI を定めているものは見受けられなかった。 この点、第 3 期中期計画には、数値目標として「入学者に占める県内学生の割合」や「就職率及び県内就職率」などの定めがあり、これらは KPI に該当するものである。しかし、これらはいわゆる「成果指標」であるところ、各事業の効果測定を行うには評価尺度として大きすぎるため、有効ではない。各事業にフォーカスした効果測定ができるような成果指標（例：事業対象者へのアンケートにおける特定の質問に対する回答率など）を定めることが重要である。 また、各事業は、一定の目的を達成するために計画した活動を実行するものであるところ、その活動が企図した内容と齟齬しないかを図る「活動指標」（例：チラシの配布であれば、配布枚数など）が定められていることも効果測定には有益である。 よって、今後事業を計画・実施していくに当たっては、事業目的の達成度を測る（効果測定）ための尺度・基準として適切なものを設定していくことが望ましい。	事業目的の達成度を測るための尺度としての「成果指標」については、公立大学法人島根県立大学第 4 期中期計画に掲げる評価指標のひとつに「政策性の高い事業については、事業の継続・縮小・廃止を判断するための実施効果を測定・評価する仕組みが設けられている」を掲げており、今後、例えば、県内入学や県内就職を促進するために実施する事業には、年度毎に継続・縮小・廃止を判断できる KPI を定め、事業効果を測定する。

【意見】 事業の予算執行状況を踏まえた予算編成を行うことが望ましい（意見３） （１）「島根創生を担う人づくり事業」は、令和４年度から令和６年度の３年間にわたって予算総額約５,２００万円にて実施予定の事業であり、今回の監査対象期間はその２年目であった。限られた予算で複数年にわたって事業展開する場合には、１年目の予算執行状況などを踏まえ、２年度目以降の各事業への予算配分が最適化される必要がある。 （２）この点、「島根創生を担う人づくり事業」Ｒ５当初予算掲載事業の予算・実績の令和４年度から令和６年度までの推移を整理したのが後述の表である。 これによれば、「島根創生を担う人づくり事業」令和４年度の予算執行率は７９.２％、令和５年度の予算執行率は６２.７％と未執行部分が相当程度あり、割り当てられた予算が十分に活用されていない事業が多数あった。このことは、予算の実際の執行状況を踏まえた最適な予算配分の見直しがなされていなかったことを意味するものである。 例えば、令和４年度・令和５年度の執行率がいずれも５０％未満であるにも関わらず、令和５年度・令和６年度と前年度対比１００％の予算が付けられた事業が以下のとおり５事業あった。 これら事業の未執行額は、令和４年度・令和５年度の本事業予算総額のそれぞれ７.８％ないし６.４％にも及んでいる。これらについて、各年度の予算編成の時点で見直しがなされていれば、相当額の余剰財源が確保でき、予算をより必要とする事業への重点配分や新規事業の実施ができたはずである。 よって、今後は、各事業の予算執行状況を踏まえた予算編成を行っていくことが望ましい。	限られた財源の中、最適な予算配分となるよう、毎年度の予算要求・査定の実施に当たっては、事業担当課へのヒアリングを通じた事業の効果や必要性の検証を強化するほか、執行状況等についても確認し、真に必要な額を措置する。
２．各論 No.１ 健康寿命延伸プロジェクト in ますだ 【指摘事項】 （ア）事業内容の目的該当性（指摘１） 本事業においては、チラシの他に２枚組リーフレットを２００組印刷して当日配布したとのことである。その内容は、島根県栄養士会がイベント用に作成したものであり、１枚が「栄養の日・栄養週間 ２０２３」に関する案内チラシ、もう１枚が「酪農緊急パワーアップ事業（販路拡大等支援事業）」	本事業は令和６年度で終了するが、今後は、事業目的に沿った実施内容となっているか、複数の者で確認するなど、より慎重に実施内容を固めていくこととする。また、御指摘のあった事案についても紹介しながら、研修を通じて意識の浸透を図る。

による牛乳についてのチラシであった。 このリーフレットには県立大学や健康栄養学科のこと、管理栄養士についての説明などは記載されておらず、イベントの案内や牛乳の摂取・消費の促しといった本事業とは直接関連しない内容となっている。また、印刷したものの当日配布できなかった部数については、学内配布等を行わず、島根県栄養士会に引き取ってもらったとのことである。 以上を踏まえると、このリーフレットは、内容面において本事業との関連性が希薄な上、本事業目的達成に寄与する効果も乏しく、本事業の予算を支出することは相当ではないと言わざるを得ない。	
（イ）コピー用紙購入費の計上（指摘２） 本事業においては、コピー用紙購入費について、31,850 円が支出されているところ、この支出は、実使用額ではなく、想定使用枚数を前提とした按分額となっている。 この点、本事業におけるコピー用紙の利用予定枚数は 1,100 枚程度（チラシ 1 枚×200 部、リーフレット 2 枚×200 部、アンケート用紙 2 枚×200 部、報告書 1 枚×100 部）と想定されていた。一方で、按分された金額は 5,000 枚（A4 用紙 10 箱（1 箱当たり 500 枚）相当分であった。 前記利用枚数以外に、一定の予備的な枚数は当然計上されるべきであるが、それを考慮したとしても、本来的使用予定枚数の約 5 倍分の購入費を按分計上することは過大と言わざるを得ない。 利用実態に合致したコピー用紙の購入費計上がなされるべきであった。	本指摘については、コピー用紙の購入費について、大学の一般予算間で按分していたため、特に事業毎の細かな按分を意識せず、当事業費に割り当てていたものである。 事業の効果を測定する（投入した費用に対してどれだけの成果があったか）観点から、利用実態に合致したコピー用紙の購入費を計上すべきであった。 本事業は令和 6 年度で終了するが、同様の事案が発生しないよう、今回の指摘について研修で事例として紹介するなどにより、各キャンパスの事業担当者及び支出業務担当者によるダブルチェックを行い、確認を徹底する。
【意見】 （ア）実績報告書の記載内容（意見 4） 直営でチラシを作成・配布する形で事業を行う場合には、事業実施後の効果検証を行うため、チラシ等の内容・印刷枚数・配布方法・配布枚数などを事前段階・事後段階の双方で記録化しておくことが不可欠である。本件では、リーフレットの配布については、本事業目的達成のために予算を用いて行われたものであるにもかかわらず、実施報告書等に記載されておらず、その効果検証もなされていない。今後、同様の手法により事業を実施する際には、事前事後の正確な記録化が望ましい。	本事業は令和 6 年度で終了するが、同様の事業において、チラシ等の内容・印刷枚数・配布方法・配布枚数などについて記録するなど事業実施後の効果検証を行えるよう整備するとともに研修を通じて徹底する。

No. 3 連携校推薦等入試制度 PR 事業 【意見】 (ア) 連携活動の回数（意見 5） 県立大学では、高大の連携活動を通して高校と大学が「ともに生徒（学生）を育てる」ことを目的とした入試制度を採用しており、学生募集要項に出願要件として、連携活動を受けることを記載している。もっとも、連携活動は、出雲キャンパスにおいて行うところ、受験予定者にとっては交通費が負担となり、県立大学への受験をためらう者もいる。 そこで、学校推薦型選抜における連携活動参加助成金交付要綱（以下、本項において「要綱」という。）において「出願者の負担を軽減し」、「県内の優秀な人材の本学への入学を促進することを目的」として、「連携活動参加助成金として支給すること」を定め（第 1 条）、「助成金の交付を受けようとする者は」、「連携活動参加助成金交付申請書を提出」し（第 4 条）、「入試実施日前に実施される定められた連携活動にすべて参加していること」（第 2 条第 1 号）かつ「学校推薦型選抜に出願していること」（同条第 2 号）の要件を満たしているときには、助成金を受け取ることができる旨を定めた。 このような助成金の制度によって、受験予定者の負担を軽減し、もって県内受験生の確保を目指すことは正当であり、積極的に評価されるべきである。 もっとも、受験予定者が連携活動を入試までに 2 回も行うことは負担に感じるところであり、県立大学の受験を控える動機にも繋がりがかねない。また助成金の負担も増えることとなる。 そこで、受験予定者の負担の軽減と助成金の負担の軽減を図るために、受験要件となる連携活動の回数を減らすことが望ましい。 なお、令和 7 年度入試（令和 6 年度実施）からは、連携活動の回数を 1 回としており、双方の負担軽減に資するものとして積極的に評価できる。	本入試制度の目的を損ねない範囲において、受験者と大学の双方の負担を考慮しつつ、適切な連携活動の回数について引き続き検討する。
No. 4 高大連携協力等学生促進事業 【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容（意見 6） A 本事業の実績報告書では、「事業名」について、「高大連携協力学生支援事業」と記載されている。しかし、令和 5 年度の「島根創生を担う人づくり事業」一覧では、「高大連携協力学生支援事業」	事業担当者においては実績報告書に誤記がないよう、また、支出業務担当者においては書類の不備がないか確認するよう研修を通じて徹底する。

という事業は挙げられていない。「高大連携協力等学生促進事業」の誤記ではないかと思われる。 実績報告書は、今後の事業の継続、拡充、廃止等について判断するための基礎となる重要な資料であるため、誤記等のないように慎重に記載することが望ましい。 B 本事業の実績報告書では、「目的及び事業概要」の欄に「高大連携協力学生支援事業」と記載があるのみである。その後、本監査の際に指摘を受けたから、目的及び事業概要について、上記のとおり回答したものではなく、当初からホームページで公表されており、その目的事業概要を担当課全員が年度当初に共有していたとのことである。そして、実績報告書の記載は、単純なミスとのことである。 まず、実績報告書の「目的及び事業概要」の欄に、事業名を記入しただけでは、本事業が「誰・何を対象としてどのような状態を目指すためどんな取組みを行うのか」と言う点について、一切の手がかりがないことになってしまう。実績報告書を確認する立場からすれば、担当課全員が目的を共有して取り組んでいたと受け止めることは困難である。 そして、前述したとおり、実績報告書は、今後の事業の継続、拡充、廃止等について判断するための基礎となる重要な資料である。 したがって、目的と事業概要を明確にするために、記載内容を詳細に記載することが望ましい。	
No. 5 県立大発！地元未来創生プロジェクト《高校生学習支援サイト》 【指摘事項】 （ア）請書等の作成（指摘３） 契約事務取扱規程第 22 条第 1 項第 1 号により契約書は省略できることになっているが年間保守契約については、継続的な履行を求める役務契約であることから、請書等の作成が必要であるが、請書等の作成がされていない。 また、本来契約締結の前提として契約前の段階で徴取されるべき見積書が、年度末の請求書・納品書と同一日付で提出されていることに鑑みると、そもそも年度開始時に必要な契約事務が一切なされていなかったものと評価せざるを得ない。 年度開始時点において見積書の取得を行った上で、契約事務取扱規程どおり、請書等の作成を行	「財務及び会計に関する事務のマニュアル」において、契約事務の流れのほか、請書作成が必要な契約の種別や請書を作成する意義を明記し、研修を通じて徹底する。

うべきであった。	
【意見】 (ア) 目標の設定（意見 7） 事業の継続を行う際、当該事業が継続に値するものであるかを検討することが必要である。当該事業においてはサイトの利用者数についての目標を設定しておらず、事業廃止を検討する際に参考となる指標がない。そのため、廃止する程の根拠を提示できないため継続しているように見受けられる。事業を行う際には KPI など達成度を測る指標を設け、年度毎に継続の有無が判断できるようにしておくことが望ましい。	事業目的の達成度を測るための尺度としての「成果指標」については、公立大学法人島根県立大学第 4 期中期計画に掲げる評価指標のひとつに「政策性の高い事業については、事業の継続・縮小・廃止を判断するための実施効果を測定・評価する仕組みが設けられている」を掲げており、今後は、例えば、県内入学や県内就職を促進するために実施する事業には、年度毎に継続の是非が判断できるように KPI を定め事業効果を測定するよう検討する。
No. 7 県立大発！地元未来創生プロジェクト《オンラインマルシェ・魅力発見インターンシップ》 【指摘事項】 (ア) 請書等の作成（指摘 4） 契約事務取扱規程第 22 条第 1 項第 1 号により契約書は省略できることになっているが年間保守契約については、継続的な履行を求める役務契約であることから、請書等の作成が必要であるが、請書等の作成がされていない。契約事務取扱規程どおり、請書等の作成を行うべきであった。	「財務及び会計に関する事務のマニュアル」において、契約事務の流れのほか、請書作成が必要な契約の種別や請書を作成する意義を明記し、研修を通じて徹底する。
【意見】 (ア) アンケート項目の設定（意見 8） 目的に記載している事項の検証のため、アンケートを取得する場合には次回の検証のために目的に関連する項目を記載すべきであるところ、県内就職率向上を意図した当該事業において、アンケート項目に当該事業を通じて県内就職に興味関心が湧いたか等の項目がない。そのため、事業目的に関連するアンケート項目を記載することが望ましい。	アンケートの実施に当たっては、事業目的を踏まえ、事業効果を検証できるような設問となるようにする。
No. 8 県西部における保育士希望学生確保事業 【意見】 (ア) 学生ボランティアへの昼食代等の支給（意見 9） 本事業に関しては、学生への謝礼が予算に計上されているが、事業によっては、参加学生に対して交通費や昼食代の支給や、謝礼がないものもある。 そこで、学生ボランティアへの昼食代等の金銭	学生の活動に係る経費の支給について考え方を整理し、令和 7 年 11 月頃を目途に統一的な基準(原則)を設けて学内に周知する。

の支給に関しては、方針についての基準を設け、統一的な運用をすることを検討されたい（意見 13 と同旨）。	
（イ）目標の設定（意見 10） オープンキャンパスとは別予算を確保して実施する事業として見たとき、令和 5 年度の高校生参加者 8 名は少ない。高校生参加者の目標人数を予め定めた上で、どうすれば目標とする人数の高校生に参加していただけるのかしっかりと考えて事業を実施することが望ましい。また、仮に目標人数に達成しなかった場合には、その原因を分析するとともに、他により効果的な手法はないのか再考することを検討されたい。	事業実施に当たって、目標とする参加人数を設定するとともに、高校との連絡調整をより密にするなどにより、参加者の確保に努める。 また、参加人数を指標の一つとして、事業の継続の是非について判断することとする。
No. 9 高大連携協力等学生促進事業 【意見】 （ア）事後確認を容易にする工夫（意見 11） 学生には、参加した時間に応じた枚数の図書カードが贈呈される場所、学生名・参加した日については記録化されているものの、参加した時間については集計した記録が残されていなかった。学生の参加状況は、職員が現場同行して確認しているとのことであるが、各回の実施報告書等は作成されておらず、配布枚数の妥当性のチェックをするためには参加学生募集のメール等にまでさかのぼらなければならなかった。本事業は、その性質上、異なる枚数の図書カードを多数の学生に反復して交付することが必要となるため、配布枚数の事後的なチェックが可能となる体制が整備されていることが望ましい。受渡対象者名簿に参加日・参加時間等を明記するなど、配布枚数の事後的確認が容易になるような工夫をすることを検討されたい。	令和 7 年度から受渡対象者名簿に参加日・参加時間等を明記することにより、事後チェックが可能となるようにする。
No. 11 こどもの読み書き・学習支援事業による地域貢献事業 【意見】 （ア）学生への交通費の支給（意見 12） 本事業では、令和 5 年 8 月 24 日から同月 27 日までの間、学生が読み書き支援のため隠岐の島町を訪問した。その際の学生の旅費執行では、隠岐汽船株式会社のフェリー代金として、片道 2,810 円を単価とする執行と、片道 3,510 円を単価とする執行が認められた。 この片道料金の違いについて、担当者に確認を	現状、学生の費用弁償については、公立大学法人島根県立大学学外講師等に対する費用弁償支給規程を準用して支給をしているが、学生の活動に係る経費の支給について考え方を整理し、令和 7 年 11 月頃を目途に統一的な基準（原則）を設けて学内に周知する。

とったところ、学割の適用がされた料金が 2,810 円であり、学割の適用がなかった料金が 3,510 円であり、学割が適用されなかった理由は、学生証を失念したとのことであった。また、県立大学の旅費負担のルールとして、学割料金が適用される場合に、学割料金を超える部分について県立大学が負担しないとのルールはない、とのことであった。 本事業の実施に伴って学生の交通費を負担することは相当であろう。 しかしながら、学生が学割料金で公共交通機関を利用できる場合に、学生が学生証等を失念等して学割料金を利用できないときにまで学生の交通費全額を負担する運用については、不相当と思われる。 したがって、今後、事業の実施に伴って学生の交通費等を負担する際のルールを定める等を検討し、対策を講じることが望ましい。	
No. 12 ミライキッズ山陰プロジェクト 【意見】 （ア）学生ボランティアへの昼食代等の支給（意見 13） 事業によっては、参加学生に対して交通費や昼食代の支給や、謝礼が予算に計上されているものもあるが、本事業に関しては、西ノ島町で開催された第 2 回の事業については、西ノ島町が負担していることもあり、予算計上はなく、第 1 回、第 3 回の交通費や昼食代等も予算計上はない。 そこで、学生ボランティアへの昼食代等の金銭の支給に関しては、方針についての基準を設け、統一的な運用をすることを検討されたい（意見 9 と同旨）。	学生の活動に係る経費の支給について考え方を整理し、令和 7 年 11 月頃を目途に統一的な基準(原則)を設けて学内に周知する。
No. 13 こどものだいがく事業 【指摘事項】 （ア）事業内容の目的該当性（指摘 5） 本事業の実績報告書において、対象者として高校生やその高校生の保護者と記載されている。しかしながら、こどものだいがくのプログラムには高校生を対象としていることが想定されるものはない。例えば、全年齢対象となっているプログラムを確認しても「積み木あそび」などとなっており、高校生をターゲットにしているように見受けられない。アンケート結果をみても参加高校生は 0 名となっている。	本事業は、本学（松江キャンパス）が子どもの課題に取り組む拠点として広く地域住民の方から認知してもらえよう、幼児期、学童期の親子連れを対象に事業内容を組み立てている。また、本学への受験を考えてもらう契機となるよう高校生にはボランティアとして参加してもらうことを想定していたが、参加する高校生がいなかったことから、高校の意見を伺いながら、実施時期や周知方法について改善する。

また、日程についても8月20日となっており、高校生の集客を意図した日程になっていないという意見があったにも関わらず、令和6年度も同様の時期に開催している。 事業内容、実際の参加者の状況からみて、目的に沿った執行ではないと言わざるを得ない。目的の見直し、若しくは事業内容の見直しを行い、目的に沿った事業を開催すべきであった。	
No. 15 低学年向けキャリア支援拡充事業 【意見】 (ア) アンケート項目の設定 (意見 14) ナゾトキ就活フェスタの事業アンケート項目が次年度計画時の検証に不足している。 アンケート項目は、氏名、学科、学年、満足度、感想、実施してほしいイベントなどとなっており、目的に掲げている仕事のやりがいなどが学ぶことができたのか検証できる項目が少ないように印象を受けた。 また、参加のきっかけが調査されていないため、チラシデザインの刷新に予算を計上する必要性を検証することができない。以上のことから、事業アンケート項目を検証に有益なものにすることが望ましい。	アンケートの記載が負担となり、回収率の低下につながらないように留意しつつ、事業の検証ができるようにアンケート項目を見直す。
No. 16 官民トップ人材による講演事業 【指摘事項】 (ア) 執行伺の記載 (指摘 6) 本事業では、講演料の見積書が令和5年11月28日付で提出されており、執行伺の起案日が令和5年11月28日、決裁が同年12月2日に行われていたが、本講演会が令和6年1月24日に実施されたにもかかわらず、執行伺に記載されている契約年月日が令和6年1月30日となっている。これは、契約事務取扱規程第22条第1項第1号により、契約書の作成が免除されているところ、講演者からの請求書が同年1月30日付であったことから、契約年月日を上記のとおりに入力したものである。 しかし、一般的に契約は履行期限より前に成立しているはずであるから、履行日（講演実施日）より後に契約日が記載されることは通常はあり得ない。 見積書を申込とし、決裁を承諾とすれば、執行伺には契約成立日として令和5年12月2日を記載すべきであった。	新たに作成した「財務及び会計に関する事務のマニュアル」において、契約事務の流れについて記載したとともに、支出業務担当者においては書類の不備がないかチェックシートを活用してダブルチェックを行い確認することとし、研修を通じて徹底する。

また、今後は、契約書の作成が省略される場合であっても、契約日について双方の合意日を記録化して、執行同等の各書類に正確に記載すべきである。	
【意見】 (ア) 講演会の開催（意見 15） 本事業においては、講演会の開催日について講師への依頼及び日程調整を、令和5年度に入ってから行ったところ、講演の開催予定日（大学の授業開催時期の毎週水曜日3限目）と講師の日程が合う日がなく、日程調整に時間を要したため、1回の開催に留まった。 日程調整に時間を要した理由として、前年度期間中は予算が決まっていなかったために、次年度の事業を行うことを前提として、日程調整をすることができなかったことから、令和5年度になってから調整を開始したこと、調整の方法として講師予定者1名に講演の打診をして断られたら、次の講師予定者に打診を行うという方法を取っており、同時並行的に複数の講師予定者と調整をすることを避けていることが挙げられる。 他方、学生アンケート（120名から回答あり。）は上記のとおり、概ね「とても満足」又は「満足」との回答であった。 以上を踏まえると、本事業を実施したことによる学生の満足度は高いにもかかわらず、日程調整を円滑に行うことが出来なかったために、令和5年度は1回の開催に留まってしまったことは、学生の島根県内就職へのモチベーションの向上の機会を逸してしまったことになる。 学生の評価が高い事業であるからこそ、今後は講師との日程調整を円滑に行い、講演の機会確保に努めることが望ましい。 なお、令和6年度は、講演会を2回実施しており（令和6年7月17日、同年12月18日）、令和5年度から改善されたと評価できる。	本事業は令和6年度で終了したが、今後、同様の事業を実施する場合は、日程調整を円滑に行い、想定した回数を実施できるようにする。
No. 17 低学年向けバスツアー事業 【指摘事項】 (ア) 対象外事業への支出（指摘7） 本事業とは異なる種類の別事業（プレ就活生向けバスツアー）のための費用（訪問先企業への謝礼としての焼き菓子代）が本事業予算から支出されていた。事業目的外の支出であり、支出すべきではなかった。	支出科目の誤りであり、支出更正をしなければならぬ事案であった。事業担当者においては支出科目の記載誤りがないようダブルチェックをし、また、支出業務担当者においては科目の誤りがないかチェックシートを活用してダブルチェックを行い確認する

	こととし、研修を通じて徹底する。 「支出事務チェックシート」を令和7年3月に作成し、執行伺作成時での確認を行うこととした。令和7年5月に会計部門の研修を実施し、周知を徹底した。
(イ) 執行伺の作成（指摘8） 令和5年9月29日の講演講師謝金について、執行伺いによる決裁手続を経ることなく、支払いを行っていた事実が確認された。謝金等の支払に当たっては、遺漏なく適切な決裁手続を行うべきである。	本事案については、事業実施に関する伺を作成し、決裁を得ていたが、その伺において「費用については別途伺う」こととしていた。事業が完了した後、講師に謝金等を支出する際、当該伺に、「講師が業務に従事したことを確認する書類」、「事業実施計画書に担当者が押印したもの」を添付して支出業務担当者に回付したところ、支出業務担当者は、当該伺を執行伺と勘違いして支出をしてしまったものである。 同様のことが起きないように、事業担当課と支出業務担当課がチェックシートを用いてダブルチェックを行い、研修において今回の事案を紹介しながら徹底する。
【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容とアンケート項目の設定（意見16） 本事業は、特に県内企業に詳しくない県外出身学生に対して、県内企業を実際に見てもらうことで県内就職への意欲を高めてもらうことが期待される事業である。すなわち、県外出身学生に多く参加してもらうことが県内就職率向上のために有益である。しかし、本事業においては、参加者における県外学生・県内学生数の内訳が把握されておらず、事業内容の事後的な検証が難しくなっている。今後は、県外出身学生の参加者数を把握するなど適宜の統計をとり、より効果的な事業運営につなげていくことが望ましい。	事業の検証が可能となるよう県外学生・県内学生数の内訳を把握するようにする。
No. 18 県西部保育士確保支援事業 【意見】 (ア) 事業内容の目的該当性（意見17） 「すくすくこどもまつり」でのボランティア参加が、本事業の目的である県西部の事業所を知る機会になっていたかどうか、大いに疑問がある。同イベントは「浜田市子育て世代包括支援センターすくすく」や社会福祉協議会会議室、浜田市世界こども美術館広場などにて開催されており、同イベントに参加したとしても、県西部の事業所を	本事業は、実際に島根県西部の事業所の状況を知ることや、保育士の働きに接することを通じて、県西部での就職を希望する学生を増やすことを目的としていたが、御指摘のとおり実態として事業所を見て回る状態にはなかった。 このため、令和6年度に事業内容を見直し、浜田市で開催される社会福祉法人島根県

自らの目で知る機会を得られないものと思われる。また、主催者との打合せ資料を見る限り、ボランティア参加した学生のうち15名は、イベント補助のために持ち場に張り付くことが求められており、イベントに参加する県西部の事業所スタッフと交流することも容易ではないと思われる。 実際に参加した学生も少なかったことを考慮すると、学生側のニーズにも合致していなかったことが推認される。他方、参加者アンケートは1通も回収できておらず、事後的な検証を行うことも不可能である。 以上を踏まえると、「すくすくこどもまつり」でのボランティア参加は、本事業の目的を達成するための手法としては適切ではなく、今後は他の方法を検討することが望ましい。また、同種事業を実施される際には、事後的な検証を行うことができるよう、アンケートの回収方法を工夫するなどして、アンケート回収率を上げることを検討されたい。	社会福祉協議会主催の保育事業者の就職フェア「保育士合同説明会」へ参加することとし、同説明会へのバス送迎を行うこととしたが、参加希望学生がなく中止した。 なお、令和7年度は、費用対効果を考慮し、本事業を実施しないこととした。 今後、同様の事業を実施する際には、目的と実施内容との整合性を明確にし、事後的な検証が行えるよう工夫する。
No. 20 高大で連携するバーチャル国際交流 【指摘事項】 （ア）執行伺の記載（指摘9） 学生への謝礼金を執行するための執行伺において、決裁日の記入漏れが散見された。決裁日は、内部意思決定の時期を検証するために必要不可欠な記載である。 したがって、決裁日の記載がないことは、内部意思決定の時期が不明となるものであり、事後的な検証を行うことが困難となる。 以上のことから、今後は、決裁日のみならず必要な記載事項に記入漏れがないようにすべきである。	執行伺において、決裁日その他必要な記入事項について、記入漏れがないようチェックシートを活用することとし、研修を通じて徹底する。
【意見】 （ア）海外協定校等の講演の開催（意見18） 本事業について、実績報告書によると、トークセッションでは、県立大学学生で現在留学中の者、留学から帰国した者及び短期海外研修に参加した者が、県内高校生に対して行った旨の記載がある。そのトークセッションでは、毎回参加した高校生から積極的に質問があり、海外への留学や文化への根強い興味関心が伺えたこと、そして大学に進学し留学を考えるうえで参考になっている様子が伺えたとのことである。 ところで、事業概要には、海外協定校、本学卒	本事業は、高校生に浜田キャンパスの教育内容や留学制度への興味・関心を持ってもらうことを目的としており、現在は、留学経験のある学生が発表し高校生と交流を行う内容により、対面とオンラインの併用で年8回程度実施している。 高校生からは、学生の体験談を聞くことで浜田キャンパスでは何が学べるのかがよく理解できると好評で、県外高校生の参加もある。 海外協定校等からの講師招聘は行ってい

業生、留学体験者及びグローバルに活躍する著名人（以下、「海外協定校等」という。）を講師として招聘することも挙げられているところ、実績報告書によると、海外協定校等が講演を行ったことは認められない。また、海外協定校等を講師として招聘して行う対象は、学生であるのか、県内高校生であるのか、誰に対するものであるのかが不明確である。 海外協定校等の講演は、本事業の目的達成に必要な事業内容として挙げられ、それを前提に予算が組まれている。この点、令和6年度予算額は、令和4年度及び令和5年度と同額の300,000円であり、その内訳は外部講師謝金となっている。令和4年度及び令和5年度の予算の内訳が外部講師謝金であり、この外部講師謝金が、事業目的の項に挙げられている海外協定校等の講師への謝金であるならば、海外協定校等の講師を招聘して講演を行うことが本事業の主たるものとなるはずである。 したがって、海外協定校等の講演が実施されなかったことは相当とは言えず、今後は予定どおり実施することが望ましい。	ないが、事業目的を達成できるよう、参加者の状況やアンケート結果を踏まえ、ニーズに沿って事業内容を適宜見直しているところである。 なお、令和7年度予算では、海外協定校等への講師謝金は計上していない。 御指摘のあった事案については、研修を通じて共有し意識の浸透を図る。
（イ）予算の執行（意見19） 本事業では、令和4年度に300,000円の予算が計上され、令和5年度にも300,000円の予算が計上されているが、実績額は令和4年度及び令和5年度は0円である。この点に関し、本事業の予算ではなく学生確保対策経費から、トークセッションに参加した学生に対して謝礼としてギフト券代合計11,000円が支出されているとのことである。 このような予算外の支出によって本事業を実施すれば、予算との関連で本事業目的達成の効果検証をすることは困難となる。 一方で、浜田キャンパスでの高大連携協力等学生支援事業においては、当初予算に学生謝礼が計上され、実際に執行されている。本事業目的達成のために学生への謝金が必要であるならば、浜田キャンパス同様に計画に盛り込んだ上で本事業予算から執行することが本来的な事業の在り方と思われる。 以上を踏まえ、今後は、実際に行うべき事業目的に関連した予算の計上を行い、事業を実施していくことが望ましい。	御指摘の事案は、本来は支出更正等の処理を行い、事業予算からの支出としておくべきところであった。 今後は、事業効果の検証が可能となるよう、適正な予算科目から支出を行うことを、研修を通じて徹底する。

No. 21 高大で連携する国際交流活動 【意見】 (ア) アンケート結果の検証 (意見 20) 本事業の実績報告書によると、参加した高校生の反応について、県立大学学生の「大学生講師」と交流することによって容易に数年後の自己の姿を投影できた、上級学校に進学するに当たり、しっかりとイメージを持つことができミスマッチを防ぐことにつながった、とのことである。 そこで、参加した高校生からアンケートを取ったのかを確認したところ、アンケートはとったものの、その内容、結果について部署内で回覧したり、朝礼で報告するという形で情報共有を行うに過ぎず、特に会議体での検証は行っておらず、議事録も存在しないとのことであった。 したがって、アンケートの結果を踏まえた成果・検証のプロセスが書類に残っていないことが確認された。 そのため、本事業の成果検証については、部署内における検討を経していないものである。したがって、次年度以降の計画策定に当たっても、担当者の属人的な評価に基づき策定が行われている可能性が払拭できない。 以上の事を踏まえると、効果的で公平な成果検証のために、アンケートの結果を踏まえた検証プロセスを書面で残すことが望ましい。	アンケート結果について、結果のみを共有・報告するのではなく、事業の検証に活用できるよう、評価についても書面として残し、組織で共有する。 また、予算編成時には、事業の成果を検証・評価する際の資料として活用する。
No. 22 高大で連携する大学訪問・学生企画 【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容 (意見 21) 本事業の実績報告書では、「事業実績」の欄に「実績なし(ただし書きあり)」、「実施事業について十分に効果が認められた点」の欄に「成果なし」との記載がある。 担当課によると、本事業について、事業として計上された予算を執行していないことから事業実績はないとの記載をしたとのことである。 しかしながら、実績報告書は、予算執行を伴ったか否かはともかく、どのような事業を行い、その事業に関してどのような効果があったのかを検証するための端緒となる重要なものである。その実績報告書に記載された内容に基づいて効果を検証し、次年度以降の事業を継続するのか、拡充するのか、変更するのか、廃止をするのか、等の判断をするために必要不可欠なものである。 そして、その項目欄に「実績なし」、「成果なし」	毎年度の予算要求・査定の実施に当たっては、事業担当課へのヒアリングを通じて、事業実績報告書も適宜参照しながら事業の効果や必要性を検証するほか、執行状況等についても確認し、真に必要な額を措置するよう努める。 また、研修を通じて、適切に実績報告書の記載がなされるよう徹底する。

という記載があるのであれば、今後その事業の必要性はない、という判断にならざるを得ないであろう。 以上を踏まえると、本事業の実績報告書の記載内容からすれば、本事業を継続する必要性はないと判断することとなる。もし、本事業に必要性があり、今後も継続する必要性があると考えるのであれば、継続の可否が判断できるだけの具体的な内容を記載することが望ましい。	
(イ) 予算の執行 (意見 22) 本事業では、令和5年度の予算執行額は0円となっている。 他方、本事業のために、学長裁量事業から78,860円の支出がなされている。このうち35,000円は、協力学生への謝礼相当分である。 令和5年度予算は、630,000円であり、学生謝金として260,000円が計上されているのであるから、学長裁量事業ではなく本事業の予算から前記協力学生への謝礼を支出することが本来的な在り方であったと思われる。 この点について、担当課によると、支出財源を明文化した取扱いのルールは定めていないとのことであるから、このような支出に直接的な合規性の問題はない。 しかし、予算は組織に対する拘束性を持つ規範としての性質を有することや、本事業予算が「人づくり」という特定の目的のために確保されていることを踏まえると、やはり前記学生謝金については、本事業予算からの執行をすることが望ましい。	支出科目の誤りであり、支出更正をしなければならない事案であった。事業担当者においては支出科目の記載誤りがないよう、また、支出業務担当者においては科目の誤りがないか確認するよう、研修を通じて徹底する。
No. 27 高大連携協力等学生促進事業 【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容 (意見 23) 本事業の実績報告書には、令和6年度の当初予算として300,000円の記載があり、また、令和5年度の「島根創生人づくり事業」一覧の当初予算について300,000円の記載がある。 しかし、高大連携協力等学生促進事業は、松江キャンパス、出雲キャンパス及び浜田キャンパスの3キャンパスで行われる事業であり、3キャンパスの予算総額が300,000円となる。 したがって、浜田キャンパスの実績報告書に記載されるべき当初予算は、100,000円である。 実績報告書は、今後の事業の継続、拡充、廃止	研修を通じて、適切に実績報告書の記載がなされるよう徹底する。

等について、判断するための基礎となる重要な資料であるため、正確に記載することが望ましい。	
(イ) アンケート結果の検証（意見 24） 本事業では、実績報告書に、大学訪問を行った高校生に対してアンケートを実施したところ、大学生との交流、発表ともに満足度が高かったこと、高校生は兄弟姉妹がいない限り、大学生と会う機会が少ないため、数年後の自分の姿を想起させる大学生と話をするのは貴重な機会となった、との記載がある。 しかし、参加した高校生からアンケートの取扱いについて、その内容、結果について所内で回覧したり、朝礼で報告するという形で情報共有を行うに過ぎず、特に会議体での検証は行っておらず、議事録も存在しない運用がなされている。 したがって、アンケートの結果を踏まえた成果・検証のプロセスが書類に残っていないことになる。 そのため、本事業の成果検証については、所内における検討を経ておらず、次年度以降の計画策定に当たっても、担当者の属人的な評価に基づき策定が行われている可能性が払拭できない。 以上の事を踏まえると、効果的で公平な成果検証のために、アンケートの結果を踏まえた検証プロセスを書類に残すことが望ましい。	アンケート結果について、結果のみを共有・報告するのではなく、事業の検証に活用できるよう、評価についても書面として残し、組織で共有する。 また、予算編成時には、事業の成果を検証・評価する際の資料として活用する。
No. 28 高大連携担当職員の配置 【意見】 (ア) 実績報告書の記載内容（意見 25） 実績報告書では、令和4年度の実績額について「3,040（千円）」とすべきところ、「2,000（千円）」と誤記があり、また、令和5年度の実績額について「3,866（千円）」とすべきところ、「2,500（千円）」と誤記があった。これらの実績額の誤った金額がどのような算出根拠に基づいて出されたものであるのか、また、正しい金額との差額がなぜ生じたのか、という両者の原因については不明であるとのことである。 実績報告書は、今後の事業の継続、拡充、廃止等について、判断するための基礎となる重要な資料であるため、誤記等のないように慎重に記載することが望ましい。	事業担当者においては実績報告書に誤記がないよう、また、支出業務担当者においては書類の不備がないか確認するよう研修を通じて徹底する。
(イ) マニュアルの作成（意見 26） 本事業では、実績報告書によると、連携交流課	担当者の経験やノウハウが組織として蓄積されるよう、文書化し、引き継がれるよう

担当の広い範囲にわたる「人づくり事業」全般において、高校側との対応に横断的に携わっているため、それぞれの事業間の相乗効果が生じて、円滑さを増して事業の対応にあたることができたとの効果が認められたとのことである。 「人づくり事業」における高校側との調整、対応等の事業において、担当者の増員がどのような形で事業に効果をもたらしたのかを数値を持って判断することは困難であるが、担当者の経験を取りまとめた調整対応のマニュアル等を作成し、担当課において情報を共有する等の取組を今後行っていけば、今後はマニュアルの修正、ブラッシュアップの必要性等について検証することが可能となるであろう。このような観点から、調整対応のマニュアルの作成を検討されたい。	にする。
No. 29 高大連携担当職員の追加配置 【意見】 (ア) 当初予算の計上額（意見 27） 令和 5 年度の当初予算では、6 月の賞与が 30% の支給であるところ、100% で計上したため、予算額と実績額との間に 461,000 円の差額が生じたとのことである。 しかしながら、公立大学法人島根県立大学嘱託助手給与規程（以下「嘱託助手給与規程」という。）では、第 7 条第 1 項において基準日を毎年 6 月 1 日又は 12 月 1 日と定め、同条第 4 項において、期末手当の額を、基準日以前の 6 か月以内の期間における在職期間が 3 か月未満のときは支給の割合を「100 分の 30」と定めているところ、本事業の開始が令和 5 年 4 月 1 日であり、基準日である同年 6 月 1 日には、在職期間が 3 か月未満となることが明らかである。したがって、嘱託助手給与規程に照らせば、6 月の期末手当を 100% 支給することはできないはずである。 以上を踏まえ、予算を計上する際には、嘱託助手給与規程に沿った予算編成をすることが望ましい。	御意見のとおり、嘱託助手給与規程に沿った予算編成を行う。
No. 30 大森まちなか図書館における実践型教育推進事業 【意見】 (ア) 転貸借の承諾書（意見 28） 受託者は、県立大学から委託された業務の他に、別途県立大学と建物使用貸借契約を結び、ライブラリーにてカフェ及びコワーキングスペースの事	令和 7 年度より、所有者から転貸の承諾書を徴取した。

業を行なっている。ライブラリーの所有者は、県立大学と賃貸借契約を結んでいるが、契約書上は転貸を禁止している。担当者から別途協議資料を入手し、所有者も県立大学が受託者に転貸することは認めていると考えられるが、今後のことを考えると、所有者から転貸の承諾書を受け取っておくことが望ましい。	
(イ) 委託契約書（意見 29） また、受託者はライブラリーの維持管理及び運営業務を行うために設立した法人であるため、この委託契約が終了した時に、建物使用貸借契約も終了する旨を委託契約書に追記することが望ましい。	令和7年度から、委託契約書に、御意見のあった内容について追記した。
(ウ) 使用貸借から賃貸借への切替え（意見 30） 建物使用貸借契約書にて、水道光熱費の負担について記載があるが、将来的に受託者の経営が安定し、賃料を支払う余裕ができるのならば、所有者へ支払う賃料の一部を負担する契約に変更することも考慮すべきである。なお、賃料の一部負担を行う場合の負担額は使用面積部分で按分計算することが望ましい。	現状では、受託者の経営が安定する見込みは立っていないが、収支が改善するよう利用者の増加に努める。契約の変更については、今後の収支の状況を踏まえ検討する。
(エ) ライブラリーの利活用（意見 31） ライブラリーは3キャンパスから離れたところに位置しているが、素晴らしい施設であるため、地元の住民や観光客だけでなく、全てのキャンパスの教職員及び学生により利用してもらうような工夫を創出することが望ましい。	ライブラリーでのイベントの実施や効果的な広報により、利活用が進むよう努める。加えて、3キャンパスの学生交流やゼミ活動、職員研修などでの利用を促進するため、リモートツアーを活用してライブラリーの魅力や活用方法を学内で周知するなど、学生とともに具体的な方策を検討する。
No. 31 低学年向けキャリア支援拡充事業【意見】 (ア) 別デザインの作成（意見 32） 委託内容について、松江キャンパスと同業者、同一の内容にかかわらず、チラシデザインは別に作成しており、デザイン料を別途支払いしている。法人格は同一であるため、同内容であれば別々のデザイン料の支払いは経済性を欠く行為であり、キャンパス間で連携し、デザインを統一することで支出を抑えることを検討されたい。	本事業は令和6年度で終了するが、同様の事案が発生しないよう、御指摘のあった事案についても紹介しながら、研修を通じて意識の浸透を図る。
(イ) アンケート項目の設定（意見 33） 本事業は働く姿をイメージできることを目的に掲げているところ、事業実施後のアンケート項目	本事業は令和6年度で終了するが、アンケートの実施に当たっては、事業効果が検証できるような項目を設定する。

に「働く姿がイメージできたか」を確認する項目がなく、事業満足度やその他の自由記述などにとどまっていた。そのため、当該事業の反響を調べることはできるが、当該事業の目的を達成できたかの検証が事業実施後のアンケートによってできているとは考えにくい。 したがって、事業目的達成の検証ができるようなアンケート項目を盛り込むことが望ましい。	
(ウ) 実績報告書の記載内容 (意見 34) 参加人数は令和 5 年 19 名であり、一人当たり 24,210 円の支払いをするイベントであったが、報告内容が委託業務完了報告書及び先述のアンケート結果のみであり、効率的な支出となっていたのか検証ができない。 実績報告書においては実施した業務内容、目的達成ができたか否か、次年度以降に継続する場合に工夫、改善を要する点を記載することが望ましい。また、アンケートには事業目的達成の検証ができるようなアンケート項目を盛り込み、アンケート結果をまとめた所見を記載するなどして、第三者が当該実績報告書を閲覧した際に事業の検証ができるような実績報告書を作成することが望ましい。	本事業は令和 6 年度で終了するが、同様の事業において、事後検証が可能となるような業務報告書の作成を委託業者に求めるよう、研修を通じて徹底する。
No. 34 しまねの未来を担う人財奨学金 【指摘事項】 (ア) 県外就職した受給者の取扱い (指摘 10) 令和 6 年 3 月に卒業し県外就職した受給者（以下「本件受給者」という。）に対して、諸事情を考慮した上で奨学金の返還を免除していることが確認された（以下「本件免除」という。）。 この点、「公立大学法人島根県立大学しまねの未来を担う人財奨学金交付要綱」（以下本項において「要綱」という。）が想定する本奨学金受給者が県外就職した場合のスキームは以下のようなものである。 ・受給者が県外就職したとき（要綱上は、「卒業又は修了年度の翌年度中に県内就職していない場合であって、第 10 条第 1 項の報告者（監査人注：休学等により予定年度までに就職しないこととなった場合に県内就職の意思等の報告をした者）に該当しないとき」）は、学長は、支給決定を取り消すとともに、直ちに、奨学金支給決定取消通知書により、その旨を受給者に通知しなければならない	当該学生においては、県内就職を希望し就職活動をしたが、内定を得られず、やむなく県外就職をしたものであり、要綱第 14 条第 2 項に掲げる「やむを得ない事情」によるものと学長が判断したものであるが、この判断を书面化していなかったため、今後は、意思決定過程を书面により決裁を取るよう改める。 なお、本件受給者 1 名については、事後手続きとなるが、「やむを得ない事情」によるものであると学長が判断・決定した内容について、過程などを含め书面化した。

(要綱第 13 条第 1 項第 3 号)。 ・前記事由により支給決定を取り消した時は、支給した奨学金の全部または一部について、期限を定めて返還を命じるものとする。ただし、災害、傷病その他やむを得ない事情によるものとして学長が認める場合は、この限りでない（要綱第 14 条第 2 項）。 本奨学金が目的とする「将来にわたり島根のために貢献する意欲を持ち、島根県内における就職を強く希望する者に対し、奨学金を支給することにより、島根県の将来を支えていく意欲を持つ優秀な人材の県内定着を促進すること」を達成するためには、受給者は県内就職することが原則として求められるというべきであり、受給者が県外就職した場合には例外的にやむを得ないと認められる場合を除いては、給付済みの奨学金について返還を求めることが原則的に必要であることは明らかである。このような前提で前記スキームが作成・運用されている以上、適切に遵守される必要性は高い。 しかし、本件受給者に対しては、前記スキームにて求められる支給決定の取消及び奨学金支給決定取消通知書の送付が実施されていない上、返還を免除するかどうかの要件である災害、傷病その他やむを得ない事情の有無を含めた免除の可否について、学長による審査・決定の手続もとられていない。 したがって、本件免除は、必要な手続が実施されないまま行われたものであり、要綱第 13 条第 1 項第 3 号及び第 14 条第 2 項に違反するものである。 本件受給者に対しては、支給決定の取消決定及び奨学金支給決定取消通知書を送付した上で、免除の可否について、学長による審査・決定の手続が取られるべきであった。	
（イ）期限内に就職状況報告書を提出していない受給者の取扱い（指摘 11） 要綱では、受給者が就職した時は、就職した月の翌月末日までに就職した日現在の就業状況について就職状況報告書に記載し、必要書類を添付した上で学長に報告することとされている（要綱第 12 条第 1 項第 2 号）。また、同報告書を提出しない場合は、支給決定の取り消し事由となっている（要綱第 13 条第 1 項第 5 号）ため、支給決定の取消及び奨学金支給決定取消通知書による通知がなされなければならない（要綱第 13 条第 1 項第 3	本奨学金は、全額が協賛企業からの寄附金により賄われているが、協賛企業の意見は、「県内就職をした者に、就職状況報告書の提出が遅延したことのみをもって返還を求める必要はない。」というものであった。 当該事案において奨学金の返還を求めると、県内就職を支援するという制度主旨及び協賛企業の意向に反することとなり、協賛企業の信頼を失うとともに、奨学金制度の継続に支障が生じる恐れがあることから、今回に限り、制度を運用する側の判断として、返還

号) し、原則として返還が命じられなければならない(要綱第 14 条第 2 項)。したがって、令和 6 年 3 月末に卒業し同年 4 月に就職した受給者は、令和 6 年 5 月末日までに前記就職状況報告書を提出しなければならない、当該期限を徒過した場合には、支給決定の取消及び返還にかかる諸手続が履践される必要がある。 しかし、今回の監査において、令和 6 年 3 月末卒業の受給者 5 名の内 2 名について、就職状況報告書が令和 6 年 6 月になってから提出されており、前記期限が順守されていないことが確認された。にもかかわらず、要綱上求められる取消・返還にかかる手続は実施されておらず、要綱第 13 条第 1 項第 3 号、第 14 条第 2 項に違反するものである。 前記の 2 名の受給者に対しては、支給決定の取消決定及び奨学金支給決定取消通知書が送付されるべきであった。	を求めないこととした。また、事後手続きとなるが、学長が判断・決定した内容について書面化した。 今後、期限内に書類が提出されるよう学生に対して指導を徹底する。
No. 35 地域貢献推進奨励金 【意見】 (ア) 当初予算を超えた採択 (意見 35) 令和 5 年度の当初予算は、5,000,000 円であったにも関わらず、採択されたプロジェクトの総額は当初予算の約 123%である 6,149,239 円であった。本事業は、学長裁量事業の一つであり、その執行に当たっては学長に一定の裁量が認められるのは当然のことであって、一定の必要性和手続実施の下で上方修正されること自体は失当ではない。 しかし、各プロジェクトの予算執行状況を見ると、実際の交付額(予算が執行された金額)は 4,347,128 円と採択額の 70.7%にとどまっており、増額前の当初予算額 5,000,000 円比でも 87.0%の執行率にとどまっている。このような状況に照らすと、当初予算額を超えてまでプロジェクトの採択を行う必要性があったかどうか、疑義を感じざるを得ない。 プロジェクト採択に当たっては、当初予算の範囲内で、最大の効果が達成できるよう十分な吟味を行うことが望ましい。	プロジェクトの採択を行う審査会において、企画内容のみならず申請書記載の必要経費や実行性についても、確認するよう努める。
(イ) 成果報告書の記載内容 (意見 36) プロジェクト全体の予算執行率(交付額を採択額で除算したもの)は、70.7%に留まっている上、予算執行率が 50%に至らないプロジェクトが全	御意見を踏まえ、学内のプロジェクト採択者(教員)から提出を受ける成果報告書において、計画と予算執行に 50%を超える大きな齟齬が生じる場合には、採択額と交付額の

体の3割にも上っている。 このような状況に照らせば、本事業の予算が十分に活用されていないことが懸念される。したがって、計画どおりに行かなかったことがやむを得ない事由によるものであるのか、それとも計画自体に不十分な点があったのか、などについての事後の検証が不可欠であり、そのツールとして各担当者の成果報告書が重要となる。しかし、一部の成果報告書に、採択額と交付額の差異がなぜ生じたのか、計画どおりプロジェクトを遂行するためにはどのようにすべきであったのか等が記載されていないものが散見された。 成果報告書を作成する際には、事後の効果検証を意識し、特に計画と予算執行に50%を超えるような大きな齟齬が生じる場合には、その原因について明記することが望ましい。	乖離の理由など原因の記載を求めるように改善する。
No. 39 WEB オープンキャンパス特設サイト 【意見】 (ア) 委託業務完了報告書の記載内容（意見 37） 納品書（委託業務完了報告書）には、委託の名称や委託金額等の他に、実際のどのような業務を行ったか、どのような成果物を納品したかが記載されていない。契約書上は、この委託業務完了報告書受領後 10 日以内に各委託内容の業務の確認のため検査を行わなければならないこととされている（第7条1項）ところ、報告書の記載が前記のとおりでは、検査の実施が非効率的にならざるを得ないと思われる。委託業務完了報告書の書式に、納品した成果物や実施した業務項目を明記できるようにするなどの工夫をすることが望まれる。	委託内容の確認が可能となるよう、委託業務完了報告書の書式に、納品した成果物や実施した業務項目を明記することを委託業者に求めるよう、研修を通じて徹底する。